

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月5日(火)午前9時30分から午前11時5分

2. 開催場所 役場1階 第2会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番 宮島 勇
会長職務代理者	2番 野澤 典生
農業委員	3番 青木 博子
	4番 飯澤 誠
	5番 小野 耕一
	6番 上島 栄子
	7番 赤羽 秀介
推進委員	立澤 富朗
	根橋 俊夫
	大井田 亨
	小松 英幸
	有賀 則幸
	瀬戸 真一

4. 欠席委員 春日 昭利

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について  
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

## 議案第5号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

- 報告事項
- (1) 農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出
  - (2) 農地法第18条第6項の規定による届出
  - (3) 長野県農業会議から11月15日付け許可相当の意見答申について

## 6. その他

## 7. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 役場産業振興課長 岡田 圭助  
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆  
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

## 8. 会議の概要

### <岡田事務局長>

定刻より若干過ぎてしまい、申し訳ありません。

早速次第に基づき進めさせていただきます。本日春日推進委員さん欠席の報告を受けております。

### 【開会】

#### <野澤代理>

おはようございます。畑の方も一段落というところで、ねぎを収穫もほとんど終わって寒い中ですが、今日また慎重審議お願いすることもありますのでよろしく願いいたします。

### 【会長あいさつ】

#### <宮島会長>

どうもおはようございます。今野澤さんのほうからは話ありましたように農業の方も収穫も終わりました一段落していると思います。いずれにしても最近は一日が早く一か月が早く、1年が早いそんなような感じる年齢になってしまいましたけれども。い年賀早いなあと感じています。これから作業の方もなくなって運動不足ということも考えられますの

で、是非冬の間は何か運動して体を維持するように頑張っていたいただきたいと思います。今日はよろしくお願ひします。

### 【議事録署名委員の指名】

6番の上島委員さんと7番の赤羽委員さんお願ひします。

### 【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～5番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字平出……番地にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字樋口字樋口……番、地目は畑、面積372㎡を、

神奈川県川崎市麻生区白山<sup>あさおくはくざん</sup>・丁目・番……号にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんは、令和元年10月に空き家に付随した農地として申請地を取得しましたが、事情により空き家にお住まいになることなく、農地の管理のみはされていました。

譲受人の梅〇〇さんは、神奈川県から移住をされるということで、今回空き家とともに申請地を取得することとなりました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、宮島会長、瀬戸推進委員から意見書をいただいております。

<宮島会長>

12月の6日の日に住人である〇〇夫妻と不動産、瀬戸委員、私と立ち会いました。

樋口の方でも空き家がまたできてしまったと思ったら、また住んでいただけるということで、住人になる〇〇さんもここがとても気に入ってうるということで快く前の畑も少し耕しているいろいろ作っていましたが、やってくれるということでとてもいいなと思います。

よろしくお願ひいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですの  
で、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字赤羽・・・番地にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字赤羽・・・番・、地目は田、面積700㎡を、

大字赤羽・・・番地にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲受人の〇〇さんは、以前より申請地を耕作されており、また周辺農地も一体的に  
耕作されていることから、農業経営の安定を図りたいとのことです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能でありま  
す。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保  
に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず  
許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、宮島会長、野澤代理から意見書をいただいております。

<宮島会長>

11月14日に申請人である瀬戸さんと農業委員の関係で野澤さんと呼んで来ていただ  
きました。野澤さんと私と3人で現地確認しました。いずれにしても全然問題ありません  
のでよろしく申し上げます。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですの  
で、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字伊那富・・・番地にお住まいの〇〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字伊那富字山腰・・・番・、地目は畑、面積238㎡と、

大字伊那富字山腰・・・番・、地目は畑、面積696㎡、

大字伊那富字山腰……番・、地目は畑、面積908㎡  
大字伊那富字山腰……番、地目は田、面積1048㎡  
大字伊那富字山腰……番、地目は田、面積651㎡  
大字伊那富字山腰……番、地目は田、面積730㎡  
大字伊那富字山腰……番、地目は畑、面積412㎡  
大字伊那富字山腰……番・、地目は畑、面積510㎡  
大字伊那富字山腰……番・、地目は畑、面積163㎡  
大字伊那富字山腰……番、地目は畑、面積701㎡  
大字伊那富字山腰……番・、地目は畑、面積1395㎡  
大字伊那富字山腰……番・、地目は畑、面積1791㎡  
大字伊那富字山腰……番・、地目は畑、面積1613㎡  
大字伊那富字山腰……番・、地目は畑、面積2145㎡、計14筆 13001㎡を、  
大字伊那富……番地にお住まいの〇〇〇〇さんが譲り受けるものです。

申請地は代々〇〇〇の住職名義で登記をされてきた農地であり、現在は、前住職の相続人である娘の〇〇〇〇さんが所有されていますが、今回、現〇〇〇住職である〇〇〇〇さんにうつしたいとのことです。

取得後は、住職を中心に、弟子や檀家の方とともに農業に従事されるとのことですので、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

#### <野澤代理>

この件についてご報告いたします。

11月14日現住職の〇〇さん司法書士さんそれから私、小松さんそれから事務局の中澤さんと現地確認をしております。事務局からご案内あったとおり、こちらの農地については代々〇〇〇の所有と、いうことをございまして、そのため譲渡人の〇〇〇〇さんと現住職は苗字は同じなんですけど血縁関係は無く〇〇〇の前住職のお子さんが亡くなったので相続をしたということで、これは〇〇〇のものということで、現住職の〇〇〇

○さんに名義を変えるという案件です。地図でご覧になっていただいて、非常に細かく少し離れたところもありますが、主な所は大きいところについては、檀家の皆さんに使っていただいて、蓮池を作ったり現状しています。飛び地に関しては檀家の中の方に使っていただいているという状況でございます。ですので特に現状きれいに管理をされております。あわせて杭とか面積もここで司法書士の方に入っていただいて調べていただきましたので、特に問題はないかと思います。審議の程よろしく申し上げます。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

熊本県熊本市東区小山・丁目・番・号にお住まいの○○○○さんと、

東京都杉並区荻窪・丁目・番・号にお住まいの○○○○さんが共同で所有いたします、

大字伊那富字青木・番、地目は畑、面積387㎡を、

大字伊那富・番地にお住まいの○○○○さんが取得するものです。

譲渡人の○○さんと○○さんは相続にて取得しましたが、以前から貸借にて耕作されている○○さんが取得し、農業経営の安定を図りたいとのことでした。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

<野澤代理>

ご報告いたします。11月17日に司法書士と小松さんと私3人で現地を確認しております。譲渡人の二人はお父さんが亡くなってお二人とも結婚されて、遠隔地で、こちらの方はずっと隣に住んでいらっしゃいます○○さんがずっと管理していたわけですが、

〇〇さん〇〇さんともにこちらへ帰ってこられないということで今回譲渡ということで話がまとまりました。ずっと今まで〇〇さんが家庭菜園で使っておりましたの特に問題ないと思います。境界にいても杭が立っておりましたので審議の程よろしく願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は5ページをご覧ください。

大字赤羽・・・番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字平出・・・番・・・、地目は畑、面積265㎡を、

大字伊那富・・・番地にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲受人の〇〇さんは、今回空き家バンクに登録されていた宅地と、それに付随した申請農地を合わせて取得し、農業経営の安定を図りたいとのことでした。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

報告申し上げます。去る11月17日ですね、青木さんと〇〇不動産の担当者と現地確認いたしました。今話がありましたとおり、空き家バンクに付随した農地ということで現場を確認いたしました。時折この〇〇さん管理していきまして、継続した耕作ができると思います。境界等ははっきりしていますので問題ないかと思っております。よろしくご審議願います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番～2番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

諏訪市湯の脇<sup>ゆ わき</sup>・丁目<sup>ちやうめ</sup>・番<sup>ばん</sup>・号<sup>ごう</sup>にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、大字伊那富字若宮<sup>わかみや</sup>……番<sup>ばん</sup>、地目は畑、面積496㎡を、新潟県加茂市千刈<sup>かもしせんがり</sup>・丁目<sup>ちやうめ</sup>・番<sup>ばん</sup>・号<sup>ごう</sup>〇〇〇〇B……にお住まいの〇〇〇〇さんが取得し、整骨院併用住宅を新築するための申請であります。

譲渡人は相続にて申請地を取得しましたが、町外にお住まいで耕作される予定もなく、農地の有効活用を考えておられました。

譲受人の〇〇さんは、現在県外にお住まいで整骨院に勤務されていますが、実家の近くに整骨院を開業することになり、今回の申請となりました。

申請地はJR羽場駅よりおおむね300m以内の、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、野澤代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

<小松推進委員>

11月7日に私と野澤さん司法書士の〇〇さん三人で現地を確認させていただいております。事務局から話がありましたように、譲渡人は相続にて申請地を取得したようですが休耕で作る予定がないということで、有効に土地を使用してほしい意向を持っていたようです。譲受人はすぐ上のところに実家がありますけれども羽場の生まれの方でありますけれども現在は新潟県で整骨院に勤めているということで、予定としては来年に起業して申請地に整骨院を開業したいということを考えているということです。土地的には境界は明確であります。上水道はちゃんと通っております。雨水は敷地内の浸透枡を設けてそこに入れるということで考えているようです。隣接地に耕作しているような耕作地はないので農業被害ということはまったく考えなくていい状況かと思えます。ということで本申請は問題ないと思えますので、よろしくご審議願います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、賃借権の設定でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

東京都豊島区西池袋四丁目・・・番・・・号にお住まいの〇〇〇〇さんと、  
大字小野・・・番地にお住まいの〇〇〇〇さんが共同で所有いたします、  
大字小野字高橋・・・番・、地目は畑、面積160㎡を、  
伊那市狐島・・・番地に所在する〇〇〇〇が借り受け、コイン精米機を新設するための申請であります。

〇〇〇〇では、〇〇〇支所廃止に伴い、土地の返還をすることになりました。地元住民の要望もあり、構内に設置されていたコイン精米機を申請地に移設したい計画であります。

申請地はJR小野駅よりおおむね300m以内の、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては小野委員、春日推進委員から意見書をいただいております。

<小野委員>

廻りますけれど、現地調査は7月11日に春日委員と〇〇〇支所長の〇〇さんと三人で行っております。8ページの図面見ていただくとわかりますが東西に長い現況畑でして実際に必要なところは左の160㎡で、この時点でまだ分筆登記ができていないということで事務局と相談する中で、9月旧のたのめ生鮮市場を壊したいということで、建物を建てないといけないということで、7月の11日に三人で立ち会っています。境についてしっかりしていましたが、申請書類だけということで、現況は精米所できあがっておりますので、特に問題ないと思います。以上です。よろしくお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計33件、56筆、面積は65,573㎡、詳細は議案書の7～8ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計22件、67筆の利用権の設定であります。詳細は議案書11～12ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と5筆、2,737㎡について15年1ヶ月の賃借権を、62筆、58,087㎡について5年の使用賃借権を設定するものです。続きまして・・・(第4号へ)

### 【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく11～12ページをご覧ください。

株式会社〇〇〇〇5筆、2,737㎡について5年1ヶ月の賃借権を、

〇〇〇〇～62筆、58,087㎡について5年の使用賃借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と株式会社〇〇〇〇との間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、

農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<宮島会長>

議案3号につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<宮島会長>

議案4号につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第7号、農業振興地域整備計画の軽微変更について】

<山田事務局次長>

農業振興地域整備計画の軽微変更であります。こちらは軽微な変更ということで農振農用地からの除外ではなく用途の変更を行うものであります。

農振農用地の除外につきましては年に2回、農業振興地域整備促進協議会で審議しておりますが、農地法第4条の届出等軽微な変更に関する用途区分の変更に関しては、農業委員会で審議可能の案件とされております。農業振興地域整備促進協議会は、次回3月開催予定であります。申請者の利益を鑑み、本日の農業委員会総会にて、ご審議いただくこととさせていただきます。

自己所有の土地での農業用施設への転用に関しては、「農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出」が必要となりますので、用途の変更が承認されましたら、届出書類を受理し、来月以降の総会の報告事項とさせていただきます。

それでは申出の概要であります。

1番、地図は10ページをご覧ください。

大字伊那富……番地・にお住まいの〇〇〇〇さん所有の、  
大字伊那富字山腰……番・、地目は畑、面積180㎡のうち61.65㎡を、  
農業用倉庫として利用するための申請です。

農業用機械の保管場所が手狭となったため、あらたに農業用倉庫を建築することに

よる用途変更を行うものでありますので、ご承認をお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、地図は11ページをご覧ください。

大字樋口……番地にお住まいの〇〇〇〇さん所有の、  
大字樋口字北浦……番・、地目は田、面積1283㎡のうち86.2㎡を、  
農業用倉庫として利用するための申請です。

耕作に必要なトラクター等の農業用機械を格納するための農業用倉庫を建築することによる用途変更を行うものでありますので、ご承認をお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 【報告事項】

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

- (1) 農地法第4条の農地を農業用施設に供することの届出について1件の届出がありました。詳細は議案書16ページの通りです。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。
- (2) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計5件、議案書の16ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
- (3) 11月許可決定の5条1件、株式会社〇〇〇〇の太陽光発電施設への転用案件につきましては、長野県農業会議から11月15日付けで許可相当の意見答申がありました。

## 【その他】

- 農業委員会活動記録簿の提出について  
→総会后提出をお願いします。
- 農業者年金ニュースNo.8配布について  
→資料配布
- 2024年版農業委員会手帳配布について  
→手帳配布
- 令和5年度農業功績者・農業名人認定候補者の推薦について  
→令和5年度は推薦なし
- 農地相談会報告について  
→1件の相談有
- 令和5年度農地パトロール結果について  
→別紙資料を説明
- 地域計画策定スケジュールについて  
→区へ全面的協力依頼を
- 遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培活動)について  
→いいものが出来たが前年より収量減

○次回委員会総会開催日:1月5日(金)9時30分 役場2階大会議室

## (閉会)

<野澤職務代理>

皆さん本日も慎重審議また長時間ありがとうございました。これで年を明けるわけですが、地域計画の問題もありますので、さらに大変な仕事もありますけれど、まあちよつと早いですが良い年をお迎えすることをお願いして、閉会といたします。

今日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印